

令和7(2025)年7月25日	資料2-1
令和7(2025)年度第1回宇都宮地域医療構想調整会議並びに 宇都宮構想区域病院及び有床診療所会議 合同会議	

宇都宮構想区域対応方針に基づく取組（案）について

栃木県保健福祉部医療政策課

宇都宮構想区域対応方針の策定に係る経過①

令和6年度第4回宇都宮地域医療構想調整会議資料

2025年に向けた地域医療構想の進め方について (令和6年3月28日付け医政発0328第3号厚生労働省医政局長通知)

- 医療提供体制上の課題や重点的な支援の必要性があると考えられる「**推進区域**」を国が令和6（2024）年前半に全都道府県に設定。推進区域のうち10～20か所を「**モデル推進区域**」に設定し、国はアウトリーチの伴走支援を実施
- 都道府県は、推進区域の調整会議で協議を行い、「**区域対応方針**」を策定。令和7（2025）年までの2か年について、医療機能の分化・連携（再編・統合等を含む）等の取組を推進

【区域対応方針】

将来のあるべき医療提供体制（グランドデザイン）、医療提供体制上の課題、当該課題の解決に向けた方向性及び具体的な取組内容をとりまとめたもの

地域医療構想における推進区域及びモデル推進区域の設定等について (令和6年7月31日付け医政発0731第1号厚生労働省医政局長通知（令和6年10月10日一部改正）)

- 栃木県では、**宇都宮構想区域**が「**推進区域**」及び「**モデル推進区域**」に設定
 - 6月14日～27日に開催した各地域（全6構想区域）の調整会議で宇都宮以外の構想区域を推進区域に選定すべき旨の協議結果なし
 - 調整会議では、事務局から、宇都宮構想区域を推進区域及びモデル推進区域とすることを提案

【理由】

- ・患者の流入が多く、他地域の影響を大きく受ける地域であること。
- ・公立・公的医療機関が多く、老朽化が著しいこと。
- ・最も人口数の多い医療圏であること。

宇都宮構想区域対応方針の策定に係る経過②

項目	内容
現状と課題等の整理	<ul style="list-style-type: none">以下の内容から、宇都宮構想区域の医療提供体制に係る現状と課題、目指すべき医療のあり方を整理<ul style="list-style-type: none">① アンケート調査の結果② データ
対応方針（素案）の提示	<ul style="list-style-type: none">現状と課題を踏まえ、事務局で整理した素案を説明他圏域の調整会議においても説明
協議①	<ul style="list-style-type: none">第3回宇都宮地域医療構想調整会議(R6.11.20)で協議
協議結果に応じて 対応方針（案）を作成	<ul style="list-style-type: none">協議結果を踏まえ、事務局で案を作成
協議②	<ul style="list-style-type: none">第4回宇都宮地域医療構想調整会議(R7.3.4)で協議
策定	<ul style="list-style-type: none">厚生労働省へ提出(R7.3末)方針は、策定後も必要に応じて見直し

1. 構想区域のグランドデザイン

- 今後の人口や医療ニーズの変化に対して限りある医療資源を有効に活用し効率的に対応していくため、宇都宮構想区域においては、2040年に向けて、地域での完結・充実を目指す医療と広域・県域で対応する医療を次のとおり整理し、区域内の医療機関間、医療機関・高齢者施設間の機能分化・連携の体制を明確にする。

地域での完結・充実を目指す医療

- 初期・二次救急
- 主に高齢者が罹患する疾患に対する医療
- 在宅復帰を目的とする医療(リハビリテーション等)、療養生活を支える在宅医療等
- 新興感染症、結核医療、災害医療

広域・全県で対応する医療

- 心大血管疾患等の緊急手術を要する医療
- 高度急性期医療
- 希少疾患に係る医療
(県内に限らず必要に応じて広範囲で対応)
- 新興感染症(重症)、結核医療(合併症)

- 宇都宮構想区域においては、他の構想区域(特に県北、県西区域)から流入する患者への対応も前提とした上で、必要な医療提供体制を確保する。
- 医療機関間の連携、医療と介護の連携については、より具体的な手法により、円滑に、かつ、継続的に連携が図られる体制を確保する。
- 救急医療については、あり方検討の協議結果も踏まえつつ、地域・広域で必要な医療提供体制を確保する。
- 外来医療については、かかりつけ医機能のあり方等を踏まえ、限られた医療資源の効率的な活用を目指す。
- 将来の医療ニーズ等を見据え、公立・公的医療機関をはじめとした医療機関の連携強化・再編統合を図る。

※グランドデザインは必要に応じて見直しを行うとともに、2040年を見据えた次期地域医療構想に向けて深化させていく。

2 現状と課題 ①構想区域の現状及び課題

① 構想区域の現状及び課題

アンケート結果まとめ

<地域で完結すべき医療>

- ・ 地域包括ケアシステムを支える医療資源(高度治療病院、介護施設、在宅医療、急変時の受入れ先等)が不足しているなどの課題を踏まえ、関係機関で地域包括ケアシステムの充実に向けた検討が必要
- ・ 夜間対応や特定の診療科に係る救急体制について検討が必要
- ・ 精神科救急の体制整備を求める声が多い

<地域で不足する機能>

- ・ リハビリテーション機能の確保・領域ごとに検討
- ・ 不足していると考えられる災害医療、新興感染症への対応を公立病院へ期待
- ・ 看護師、介護士の確保に当たっては、行政による施策(処遇改善など)に期待する声がある
- ・ 人員不足の実態把握も求められる

<救急>

- ・ 初期救急の在り方の検討
- ・ 二次救急の体制強化
- ・ マイナー科の救急体制強化
- ・ 三次救急の負担軽減

<在宅>

- ・ 医療的ケアの供給体制や在宅患者の急変時の体制、介護提供施設は十分ではない

<外来>

- ・ かかりつけ医機能の構築
- ・ 患者情報の共有体制

<介護>

- ・ 医療介護連携に当たっての情報共有体制の構築

<公立病院>

- ・ 公立病院の機能強化

データまとめ

<医療需要>

- ・ 他地域と比較すると人口減少の進行はゆるやかであるものの高齢者の医療需要は増加していく

<入院>

- ・ 宇都宮圏域には他圏域からの高齢者の流入が多く、それらを踏まえた医療提供体制の整備が重要

<救急>

- ・ 特定の病院へ救急搬送が集中しており、2次救急の体制に課題(役割分担)
- ・ 初期救急の体制を整備し、時間外の患者への対応体制を構築する必要がある

3 今後の対応方針

① 構想区域における対応方針

② 「①構想区域における対応方針」を達成するための取組

① 構想区域における対応方針

- 高齢者を中心とする医療介護の需要増や医師の働き方改革等を踏まえた医療介護提供体制の構築を図る。
- 地域の限られた医療資源を効率的に活用するため、医療機関の役割分担を進めるとともに、医療機関間や医療機関と介護施設等との連携を進める。

② 「①構想区域における対応方針」を達成するための取組

- 令和9(2027)年度を開始年度とする「新たな地域医療構想」の策定を見据え、入院だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等を含む、医療介護提供体制全体に係る協議を行う。

R6.8.26 第7回新たな地域医療構想等に関する検討会 資料1



地域の患者・要介護者を支えられる地域全体を俯瞰した構想

85歳以上の高齢者の増加に伴う高齢者救急や在宅医療等の医療・介護需要の増大等、2040年頃を見据えた課題に対応するため、入院に限らず医療提供体制全体を対象とした地域医療構想を策定する。

今後の連携・再編・集約化をイメージできる医療機関機能に着目した医療提供体制の構築

病床機能だけでなく、急性期医療の提供、高齢者救急の受け皿、在宅医療提供の拠点等、地域で求められる医療機関の役割も踏まえ医療提供体制を構築する。

限られたマンパワーにおけるより効率的な医療提供の実現

医療DXや働き方改革の取組、地域の医療・介護の連携強化等を通じて、生産性を向上させ、持続可能な医療提供体制モデルを確立する。

3 今後の対応方針

② 「①構想区域における対応方針」を達成するための取組

② 「①構想区域における対応方針」を達成するための取組(つづき)

- 地域医療介護総合確保基金の活用により、幅広い医療機関による医療機能の分化・連携(医療機関同士の再編・統合等の取組を含む)の取組を推進する。
- 医療機関と介護施設の役割・機能分担の内容及び範囲を明確にし、医療介護提供体制(入院・外来・救急・在宅医療(療養)等)の見える化を図る。
- 医療機関間及び医療と介護の連携体制を確保するため、医療・介護データの分析等により、急性期から回復期・慢性期への転院・転棟、入院から在宅医療・介護施設への移行の実態を把握し、機能の差異を踏まえた協働のあり方の協議やルールづくりを行う。
- 在宅医療・介護との連携強化に向けては、「新たな地域医療構想」の方向性と次期「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(にっこり安心プラン)」との整合性を確保するとともに、医療介護提供体制の確保における宇都宮市と県との役割を整理する。
- 「救急医療提供体制のあり方に関する検討委員会」の協議結果を踏まえ、初期救急、二次救急の各段階における医療機関の役割分担を整理する。
- 季節性、有事等による医療ニーズの変動等への対応について、検討を行う。

3 今後の対応方針

② 「①構想区域における対応方針」を達成するための取組

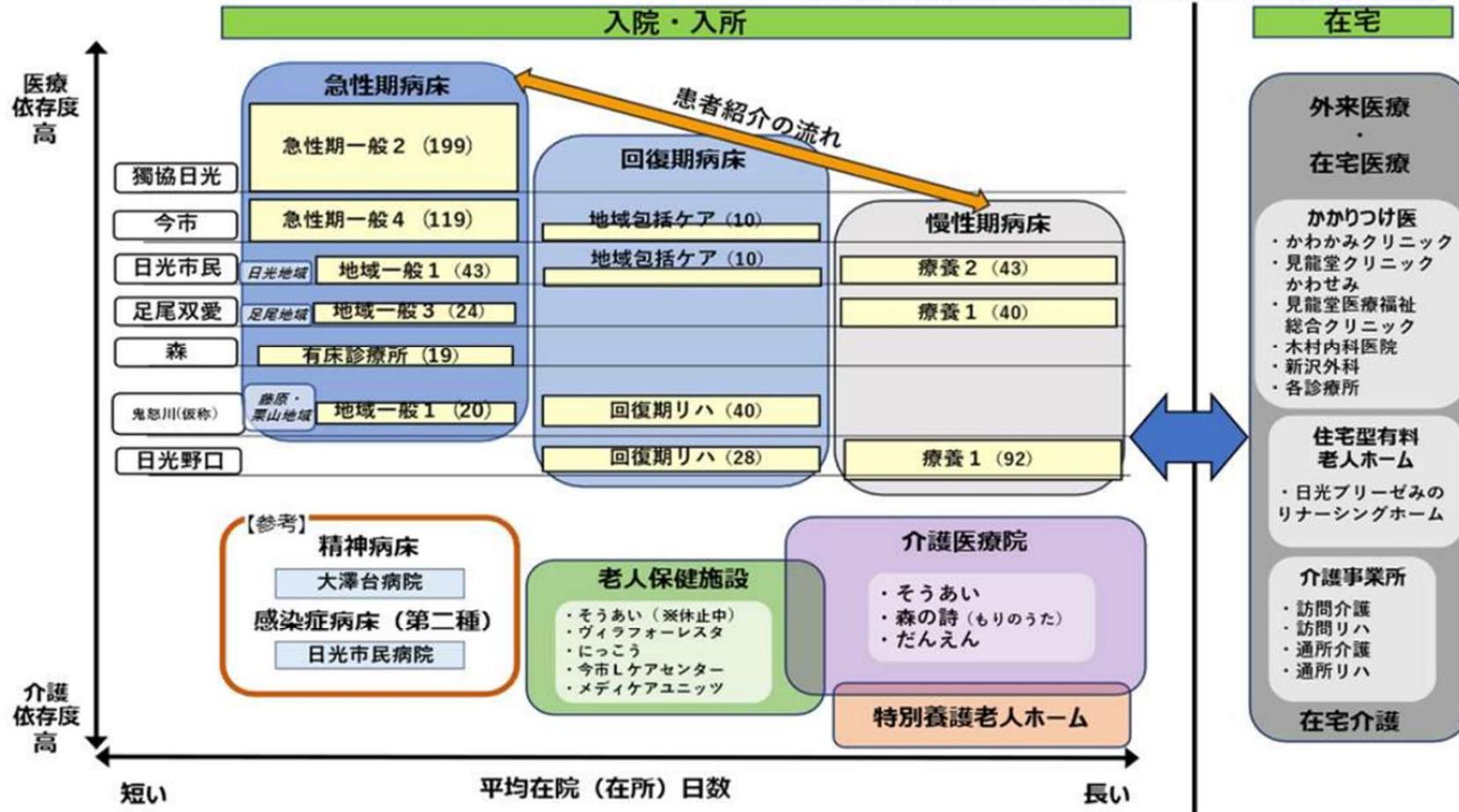
② 「①構想区域における対応方針」を達成するための取組(つづき)

- 外来医療計画に掲げた取組を着実に実施し、地域で不足する外来医療機能の充実を図る。
- 医療・介護データの分析等により患者流出入状況を把握し、宇都宮構想区域で対応すべき必要量について検討を行う。
- 老朽化した県立病院施設の再整備については、将来を見据えた地域の医療需要等を踏まえながら、他の医療機関との役割分担の明確化や連携体制の強化による効果的・効率的な医療提供体制を構築するため、再編統合による県立病院の総合病院化といった選択肢も含めて、様々な可能性を検討する。
- 地域医療構想の取組の必要性(住民が安心して暮らし、療養することができる医療介護提供体制づくりに向けた取組)を、医療介護関係者のみならず、市町、住民にも広く啓発する。
- 住民が地域の医療介護の状況について理解し、また、日々の生活や受診、人生の最終段階における医療等について適切に選択できるよう情報提供する。

3 医療機能の分担 (3) 医療機関及び介護施設の機能分担イメージ(転換後)

医療機関(療養病床・一般病床)及び介護施設の機能分担イメージ(転換後)

注) 病床区分は現在の診療報酬の区分による。X内は病床数。



4 具体的な計画(今後の対応方針の工程等)

令和6(2024)年度及び令和7(2025)年度の実施内容

	取組内容	到達目標
2024年度 (令和6年度)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域医療構想調整会議を開催し、協議を進める。 ● 調整会議は、病院・有床診療所会議との合同開催とし、幅広いステークホルダーからの意見を反映できるようにする。 (必要に応じて、小規模・専門的な会議体により、協議を進める。) ● 地域医療介護総合確保基金等により、自主的な医療機能分化・連携の取組を支援する。 ● 医療・介護データの分析結果についてセミナーを開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療・介護提供体制に係る課題を明らかにする。 ● 必要病床数を参考に機能転換を進めるとともに、機能分化・連携強化を図る。
2025年度 (令和7年度)	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療・介護提供体制に係る課題について、テーマを絞った意見交換を実施することで、課題の解決を図る。 ● 県立病院や救急医療のあり方に係る検討会を実施する。 ● 医療・介護データの分析を行うとともに、医療・介護提供体制に係る課題等に関する意見交換を実施する。 ● 次期「高齢者支援計画」の策定を見据え、医療と介護の連携体制について協議を進める。 ● 機会を通じて、かかりつけ医機能制度等の啓発を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域医療構想調整会議で合意を得た対応方針の着実な推進を図る。 ● 区域対応方針は必要に応じて見直しを行い、2040年を見据えた次期地域医療構想に向けて深化させていく。



区域対応方針に基づく取組は、令和7(2025)年度に向けた取組とされているが、**本県では、次期地域医療構想の策定や2040年を見据えた取組につなげるため、令和8年度以降も区域対応方針に基づく取組を継続的に実施する**

宇都宮構想区域対応方針に基づく取組①

区域対応方針（今後の対応方針）

- ① 地域医療介護総合確保基金の活用により、幅広い医療機関による医療機能の分化・連携（医療機関同士の再編・統合等の取組を含む）の取組を推進する。
- ② 医療機関と介護施設の役割・機能分担の内容及び範囲を明確にし、医療介護提供体制（入院・外来・救急・在宅医療（療養）等）の見える化を図る。
- ③ 医療機関間及び医療と介護の連携体制を確保するため、医療・介護データの分析等により、急性期から回復期・慢性期への転院・転棟、入院から在宅医療・介護施設への移行の実態を把握し、機能の差異を踏まえた協働のあり方の協議やルールづくりを行う。

対応方針を実現するための取組（案）

- 引き続き、地域医療介護確保基金により県が実施する事業を広く関係者へ周知し、病床機能の転換や医療従事者の確保・育成、各種制度の住民理解など幅広い観点から支援を実施する
- 上記の取組において、医療機関による医療機能の分化・連携の現状や計画を踏まえ、県立病院の再整備に必要な検討を行う
- 医療データと介護データを連結させたデータベースを整備し、医療機関と介護施設の連携状況（施設間の患者の移動状況など）を把握する
- 医療・介護に係るデータベースを活用し、患者単位に着目した受療行動を時系列に分析し、医療機関間の転院状況、入院から在宅医療、介護施設への移行状況についてデータ分析を行う
- 医療・介護の関係者と意見交換を実施し、データでは把握できない入退院調整（例：入所者の急変時の対応など）、看取り等に関し、医療側、介護側の課題や互いに求める要望などを把握する
- 上記の取組を踏まえ、例えば、医療側・介護側がそれぞれ対応することが望ましいケース（場面）について一定の考え方を整理し、関係者間の認識の共有を図る
- 「どこでも連絡帳」や「医療と介護の連絡票」など複数ある情報共有手段の活用状況を把握し、課題等を整理する
- これらの取組に当たっては、宇都宮市が設置する地域包括ケア推進会議等とも連携するとともに、県が実施する医療・介護従事者向けの研修会なども通じて、関係者へ広く周知する

宇都宮構想区域対応方針に基づく取組②

区域対応方針（今後の対応方針）

- ④ 在宅医療・介護との連携強化に向けては、「新たな地域医療構想」の方向性と次期「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（にっこり安心プラン）」との整合性を確保するとともに、医療介護提供体制の確保における宇都宮市と県との役割を整理する。
- ⑤ 「救急医療提供体制のあり方に関する検討委員会」の協議結果を踏まえ、初期救急、二次救急の各段階における医療機関の役割分担を整理する。
- ⑥ 季節性、有事等による医療ニーズの変動等への対応について、検討を行う。
- ⑦ 外来医療計画に掲げた取組を着実に実施し、地域で不足する外来医療機能の充実を図る。

対応方針を実現するための取組（案）

- 令和8年度の「新たな地域医療構想」と次期「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（にっこり安心プラン）」の策定に当たっては、将来の医療需要や本対応方針に基づき実施する医療と介護の連携に係る取組なども踏まえつつ、目標値の設定などを検討する
- 救急医療の関係者による協議の場（既存の会議体を含む）において、必要に応じて、救急医療の課題への対応等について、宇都宮市をはじめとする関係者と連携しながら検討する
- 協議状況については、適宜、調整会議で共有する
- 季節性の医療ニーズの増加による救急医療の逼迫への対応等については、必要に応じて、宇都宮市をはじめとする関係者と連携しながら検討する
- 検討結果を踏まえ、県民への周知が必要な事項については、宇都宮市をはじめとする関係者と連携し、周知を図る
- 災害医療や感染症医療における県立病院の果たすべき役割や県立病院と関係機関との連携の在り方等について検討する
- 地域で不足する外来医療機能に係る意向確認について、病院・診療所の開設届と併せて確認書が提出されるよう改めて周知を行う
- 制度開始（令和2年度）以来の意向確認状況（意向有無・医療機能）を集計・公表するとともに調整会議・病診会議でも共有し、各医療圏の既存の医療機関に対しても意識付けを図る
- 令和8年度以降の取組状況の把握方法・協議の内容等については、今年度整理する情報やかかりつけ医機能報告制度のデータ等を基に検討していく

宇都宮構想区域対応方針に基づく取組③

区域対応方針（今後の対応方針）

- ⑧ 医療・介護データの分析等により患者流出入状況を把握し、宇都宮構想区域で対応すべき必要量について検討を行う。
- ⑨ 老朽化した県立病院施設の再整備については、将来を見据えた地域の医療需要等を踏まえながら、他の医療機関との役割分担の明確化や連携体制の強化による効果的・効率的な医療提供体制を構築するため、再編統合による県立病院の総合病院化といった選択肢も含めて、様々な可能性を検討する。
- ⑩ 地域医療構想の取組の必要性（住民が安心して暮らし、療養することができる医療介護提供体制づくりに向けた取組）を、医療介護関係者のみならず、市町、住民にも広く啓発する。
- ⑪ 住民が地域の医療介護の状況について理解し、また、日々の生活や受診、人生の最終段階における医療等について適切に選択できるよう情報提供する。

対応方針を実現するための取組（案）

- 宇都宮市や周辺の市町の将来の人口推計、宇都宮圏域の流出入率を加味し、入院医療の今後の需要を推計する（資料2-2）
- 本年秋頃より県立病院の在り方検討会を開催する
- 県立病院の再整備における検討に当たっては、宇都宮圏域の将来の医療需要や地域医療提供体制における課題などの宇都宮地域医療構想調整会議における議論の状況等も踏まえ、地域のニーズに沿った役割を果たせるよう、必要な検討を進める
- 検討状況については、適宜、調整会議で共有を図る（今年度は第2回、第3回調整会議での共有を予定）
- 医療機関や医療団体等が実施する住民向けの地域医療構想をテーマとした講演会などについて補助を行い、住民への理解促進を図る（医療機能分化連携県民理解促進事業の活用）
- 県や市が実施するACPに関する普及啓発の効果を検証するため、ACPの認知度を県政世論調査などで把握する
- 在宅医療実態調査でACPに係る関係者の関与状況なども把握し、住民をはじめ関係者へのより効果的な啓発のアプローチを検討する

御意見をいただきたいこと

- 区域対応方針に基づく取組（案）について、他に取り組むべき事項や取り組みの進め方などについて御意見をいただきたい

（主なテーマ）

- 医療と介護の連携
- 救急医療
- 外来医療
- 住民理解 など

御協力をいただきたいこと

- 区域対応方針に基づく取組の実施に当たっては、今後の計画なども踏まえながら、県の取組だけでなく、関係機関が連携して取り組んでいく必要があるため、その意向を把握・共有したい

「宇都宮区域対応方針に基づく取組に係る意向把握調査」の実施について

実施時期 令和7年8月

対象 宇都宮地域医療構想調整会議委員・委員推薦団体

項目 宇都宮区域対応方針に基づく取組として、
① 御自身の所属として取り組む必要のある事項
② 他の関係団体に取り組みを求めたい事項

備考 調査結果を踏まえ、各関係機関が取り組む事項を整理し、共有した上で、「区域対応方針に基づく取組」として記載を拡充する予定

記載イメージ

- ① 御自身の所属として取り組む必要のある事項
 - 自所属で開催している〇〇会議では、〇〇（分野）の関係者が集まることから、〇〇（課題）をテーマに話し合う機会を設けたい
 - 〇〇……
- ② 他の関係団体に取り組みを求めたい事項
 - 〇〇の問題については、主に事業を担っている〇〇（関係機関）が主体となり、関係者が協議する場を設けて欲しい
 - 〇〇……